

又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

第四節 居宅介護、施設入所等の措置

第十八条の見出しを「(居宅介護、施設入所等の措置)」に改め、同条第一項を次のように改める。

市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の四又は第十七条の六の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる。

第十八条第二項中「、前項各号の措置を採るほか」を削り、「定めるもの」の下に「(第三十八条第四項において「日常生活用具」という。)」を加え、「委託する措置を採る」を「委託する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第十七条の三十二の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に

入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

第十八条第四項から第七項までを削る。

第十八条の二第一項を次のように改める。

第十七条の十四の規定は、前条第三項の規定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用する。

第十八条の二第二項中「国の設置する身体障害者更生援護施設」を「国立施設」に、「当該施設」を「当該国立施設」に改める。

第十八条の三及び第十八条の四中「第十八条第一項、第二項若しくは第四項第三号若しくは第四号又は第四十九条の二第一項」を「第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第四十九条の二」に改める。

第十八条の四の次に次の節名を付する。

第五節 更生医療、補装具等

第十九条の七ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定

める扶養義務者をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十一条の三の次に次の節名を付する。

第六節 社会参加の促進等

第二十三条中「知らせる措置を講じなければならない」を「知らせなければならない」に改める。

第二十八条の二中「第十八条第一項各号又は第四項第三号」を「第十八条第一項又は第三項」に改める。

第三十五条第二号中「第十四条」の下に、「第十七条の二」を加え、「市町村長」を「市町村」に、「

国の設置する身体障害者更生援護施設」を「国立施設」に、「第十八条第四項第三号」を「第十八条第三

項」に改め、同条第二号の二中「第十八条の二第一項」を「第十七条の十四（第十八条の二第一項におい

て準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十七条の四若しくは第十七条の六又は第十七条の十の規定により市町村が行う居宅生活支援

費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第四十三条の四及び第四十五条において「居

宅生活支援費等」という。）の支給に要する費用

第三十六条第三号中「から第十五条まで」を「第十四条、第十五条」に改める。

第三十六条の二を次のように改める。

(国の支弁)

第三十六条の二 国は、第十七条の三十二又は第十八条第三項の規定により、国立施設に入所した身体障害者の入所後に要する費用を支弁する。

第三十七条第一項第一号中「第十八条第四項から第六項まで」を「第十七条の二、第十八条第三項」に、「市町村長」を「市町村」に改め、「除く。」の下に「及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。」

「」を加え、同項第二号中「費用（」の下に「第九条第一項に規定する」を加え、「第九条に規定する身体障害者」を「身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）」に、「第十八条第四項から第六項まで」を「第十七条の二、第十八条第三項」に、「市町村長」を「市町村」に改め、「」限る。」の下に「及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の四又は第十七条の六の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一以内

二 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の四又は第十七条の六の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。）については、その十分の五以内

第三十七条の二第一項第三号中「市町村長」を「市町村」に、「及び第三十六条第三号」を「、第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。）及び第三十六条第三号」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村」に改め、「限る。」

の下に「及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の四又は第十七条の六の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。）」を加える。

第三十八条第四項中「身体障害者更生援護施設への入所若しくは」を「第十八条第一項の規定により身体障害者居宅支援の提供若しくは提供の委託が行われた場合、同条第二項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第三項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは」に、「国の設置する身体障害者更生援護施設」を「国立施設」に改め、同条第五項中「国の設置する身体障害者更生援護施設」を「国立施設」に改める。

第三十八条の二中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第三号」に改める。

第四十三条の四を第四十三条の五とし、第四十三条の三の次に次の一条を加える。

（不正利得の徴収）

第四十三条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援

事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第四十五条の見出しを「(受給権等の保護)」に改め、同条中「この」を「前項に規定するもののほか、この」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

本則中第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 市町村は、条例で、第十七条の七第二項後段若しくは第十七条の八第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十七条の十二第二項後段若しくは第十七条の十三第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科す

る規定を設けることができる。

第四十九条の二を次のように改める。

(更生援護の特例)

第四十九条の二 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第十七条の三十二、第十八条（第三項に限る。）、第十八条の二及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第六条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の八」を「第二十一条の九」に改める。

第一条中「に対し、その更生」を「の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(自立への努力及び機会の確保)

第一条の二 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

第二条の見出しを「(国、地方公共団体及び国民の責務)」に改め、同条中「地方公共団体は」の下に「前条に規定する理念が実現されるように配慮して」を加え、「に対する更生」を「の自立と社会経済活動への参加を促進するため」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第四条第一項中「知的障害者居宅介護等事業」の下に「知的障害者デイサービス事業」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者を同

項の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。
第四条に次の一項を加える。

6 この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十三条第三項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第五条中「とは」の下に「、知的障害者デイサービスセンター」を加える。

第九条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住地を管轄する福祉事務所を設置する都道府県又は市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であるときは入所前におけるその者の現在地の都道府県が、この法律

に定める援護を行うものとする。

第十一条第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

3 都道府県の福祉事務所長は、第一項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

第十五条の二第一項中「監督保護する」を「保護する」に改める。

第十五条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を必要とする十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する知的障害者デイサービスセンターその他厚生省令で定める施設（以下この項において「知的障害者デイサービスセンター等」という。）に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与

することを委託する措置を採ることができる。

第十七条中「及び第三項並びに」を、「第二項及び第四項並びに」に改める。

第十八条の見出しを「(知的障害者居宅生活支援事業等の開始)」に改め、同条第一項中「(知的障害者地域生活援助事業を除く。以下同じ。)」を「又は知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者居宅生活支援事業等」という。)」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第十九条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第二十条第一項中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同条第二項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改める。

第二十一条第二項中「社会福祉事業法第六十条第一項」を「社会福祉法第六十五条第一項」に、「第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条」を「第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一